

(I3-1) 土木学会役員候補者選考規則

昭和40年1月21日	制 定	平成10年9月25日	一部改正
昭和40年12月18日	一部改正	平成13年1月19日	〃
昭和43年3月27日	〃	平成15年5月9日	〃
昭和46年3月27日	〃	平成16年11月16日	〃
昭和48年5月16日	〃	平成17年11月15日	〃
昭和53年5月17日	〃	平成21年11月20日	〃
昭和55年12月16日	〃	平成23年11月18日	〃
平成7年2月7日	〃	平成25年5月10日	〃
平成9年3月28日	〃		

(総則)

第1条 この規則は、土木学会役員候補者選考規程（以下「規程」という。）第7条第2項に規定する事項の基本方針等の作成に関する基本的な考え方を定める。

(候補者の数と選考)

第2条 選考すべき役員候補者の数は、定款第20条に定める役員のそれぞれの区分における定数の最大数とする。

- (1) 会長である理事 1名
- (2) 副会長である理事 5名
- (3) 次期会長候補者である理事 1名
- (4) 専務理事 1名
- (5) 前各号以外の理事 22名
- (6) 監事 2名

2 基本方針等においては、次年度に就任する役員の候補者（次々年度に就任する次期会長候補者を含む。以下、併せて「次期役員候補者」という。）を選考する。

3 次期会長候補者において、会長就任前にその就任が困難な事由が生じた場合は、翌年度の委員会において改めて次年度の会長候補者を選考する。

(理事候補者)

第3条 会長および専務理事を除く理事候補者28名は、各地区から21名、学会に関係の深い職域から7名とする。

2 各地区からの候補者数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 北海道地区 2名
- (2) 東北地区 2名
- (3) 関東地区 6名
- (4) 中部地区 2名
- (5) 関西地区 4名
- (6) 中国地区 2名
- (7) 四国地区 1名
- (8) 西部地区 2名

3 学会に関係の深い職域からの候補者数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学界 1名
- (2) 官界 1名
- (3) 特殊法人、公益法人 1名
- (4) 民間企業 4名

- 4 規程第5条第3項の規定による部会長は、規程第7条第3項の規定により各地区に求める意見として、第4条のほか、副会長候補者を除く第2項の理事候補者について、地区に該当する支部に推薦を求める。各支部は、推薦にあたり、職域に配慮するものとする。
- 5 部会長は、規程第7条第3項の規定により職域に求める意見として、副会長候補者を除く第3項の理事候補者について、関東支部に推薦を求める。関東支部は、推薦にあたり、職域に意見を求めるものとする。
- 6 第1項から第3項までの候補者数は、会員数の動向や社会情勢等を参考にして、原則として、5年おきに見直すこととし、見直しにあたっては、会長および専務理事を除く理事候補者28名を支部所属の正会員（個人）数に比例して地区に配分し、かつ職域枠を確保することを原則とする。

（監事候補者）

- 第4条** 部会長は、監事候補者2名について、関東地区から1名、その他の地区から1名の推薦をそれぞれ求める。
- 2 関東地区からの監事候補者1名は、関東支部が推薦する。
 - 3 その他の地区からの監事候補者1名は、①中部地区、②関西地区の輪番とし、該当支部が推薦する。なお、上記2地区の輪番については、前条第6項の結果を受けて見直すこととする。

（会長候補者等）

- 第5条** 会長候補者および次期会長候補者の推薦にあたっては、全国的視野のもとに、土木技術者の活躍する民間、官界、学界それぞれの分野を考慮することとする。
- 2 第1項に従い、正副会長会議は会長候補者を推薦する。
 - 3 第1項に従い、次期会長候補者選考会議は次期会長候補者を推薦する。
 - 4 次期会長候補者は、第3条第2項に定める地区配分候補者数に含むものとし、次期会長候補者が所属する支部の候補者数は、地区配分数から1名を減じた数とする。
 - 5 第1項の分野は、会員数の動向や社会情勢等を参考にして、必要に応じて見直すこととする。

（副会長候補者）

- 第6条** 副会長候補者5名のうち、原則として、第3条第3項の候補者として関東地区から3名、それ以外の地区から2名をそれぞれ選考する。
- 2 関東地区からの副会長候補者3名は、関東支部の意見を求め、これを参考にして正副会長会議が推薦する。なお、会長は、正副会長会議の推薦に先立って、改選される職域選出副会長の職域区分等に関して意見を述べることができる。
 - 3 関東地区以外からの副会長候補者2名は、次年度および次々年度の土木学会年次学術講演会開催支部の意見を求め、これを参考にして正副会長会議が推薦する。

（専務理事候補者）

- 第7条** 専務理事候補者は、正副会長会議が推薦する。

（補欠の候補者）

- 第8条** 役員が欠けたときの補欠の候補者については、第3条から第7条までの規程を準用する。

（規則の変更）

- 第9条** この規則の変更は、理事会において行う。

（附則）

- 第10条** この規則は、任期満了の者から適用する。

附則（昭和48年5月16日 評議員会議決）

本変更内規は、副会長の定数に関する土木学会定款の一部変更について文部大臣の許可のあつ

た日（昭和48年7月23日）から施行する。

附則（昭和53年5月17日 評議員会議決）

この変更内規は、昭和53年5月17日から施行する。

附則（昭和55年12月16日 評議員会議決）

1 この変更内規は、昭和55年12月16日から施行する。

2 昭和56年度の会長候補者は、変更後の第5条第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例により選考する。

附則（平成7年2月7日 臨時評議員会議決） この変更内規は、平成7年2月7日から施行する。

附則（平成9年3月28日 評議員会議決） この変更内規は、平成9年3月28日から施行する。

附則（平成10年9月25日 理事会議決） この変更内規は、平成11年11月1日から施行する。

附則（平成13年1月19日 理事会議決） この変更内規は、平成13年1月19日から施行する。

附則（平成15年5月9日 理事会議決） この変更内規は、平成15年5月9日から施行する。

附則（平成16年11月16日 理事会議決） この変更内規は、平成16年11月16日から施行する。

附則（平成17年11月15日 理事会議決） この変更内規は、平成17年11月15日から施行する。

附則（平成21年11月20日 理事会議決） この変更内規は、平成21年11月20日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成25年5月10日 理事会議決） この変更規則は、平成25年5月10日から施行する。